

2020 年 4 月 1 日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役社長 岩本 恵了



東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタメディア
代表取締役社長 井上 秀嗣



㈱ブランジスタ（以下、「分割会社」という。）は、2019 年 11 月 28 日付で作成した分割計画書に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の電子雑誌業務に係る資産、その他権利義務を、新たに設立する㈱ブランジスタメディア（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行いました。

本新設分割に関する会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2020 年 4 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 本新設分割の差止請求手続（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

会社法第 805 条の 2 の規定に基づく本新設分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

分割会社は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に従い、2019 年 12 月 17 日より実施した電子公告により株主に対して公告を行いましたが、同条第 1 項に基づく株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本新設分割において、分割会社は、新設会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施しておりません。

3. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、本新設分割の効力発生日をもって、分割計画書の定めに従い、分割会社の電子雑誌業務に係る資産、その他権利義務を承継しました。これにより、新設会社が分割会社から承継した資産の額は 36 百万円（概算値）です。

4. 前各号のほか、本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上